

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	御所見・遠藤地区(遠藤) (遠藤北部・遠藤東部・遠藤南部・遠藤西部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化や担い手不足により、農家が減少している状況にある。また、都市化に伴い営農を継続していく上で、近隣住民の農業・農地に対する理解の醸成を図る必要がある。
 北部の笹窪地区は陽が当たらない農地が多く、南部地区は陽は当たるが後継者がいない現状であり、道の狭い箇所もあり、農作業への支障がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手として新規就農者を積極的に受け入れ、規模拡大を希望する農家に集積集約を進める。
- ・中間管理機構を積極的に活用していくが、制度を知らない地権者も多いため、制度の周知を図る。
- ・いずみの線延線に伴う新駅の設置も想定されるため、新住民向けの販売強化や住民との連携を深めていく。
- ・市民農園のような体験型農業なども検討を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地集積、集約化を段階的に進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業について制度を知らない地権者も多いため、制度周知を行いつつ、事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道の整備など担い手のニーズを踏まえた必要な整備により、農業生産効率の向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や農業技術センター等と連携し、担い手の育成に努めていくと共に、法人経営体の確保も検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手不足等により作業ができない場合や、作業の効率化が期待できる作業については、農協等への作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Content for the selection box
